

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、2017年1月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0131 第3号」にて、下記項目の検体検査実施料が2017年2月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### ■「検査実施料」の新規収載

##### ●実施料が新設された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
<b>D001 尿中特殊物質定性定量検査</b>					
16	好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン(NGAL)(尿)	化学発光免疫測定法(CLIA法)	210点	尿便 34点	*

[注]

- \*: ア 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン(NGAL)(尿)は、区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)の所定点数に準じて算定する。
- イ 本検査は、急性腎障害の診断時又はその治療中に、CLIA法により測定した場合に算定できる。ただし、診断時においては1回、その後は急性腎障害に対する一連の治療につき3回を限度として算定する。なお、医学的必要性からそれ以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ウ 本検査と区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

以上